



制度WGにおける検討の進め方について（案）

令和 7 年 1 月
事 務 局

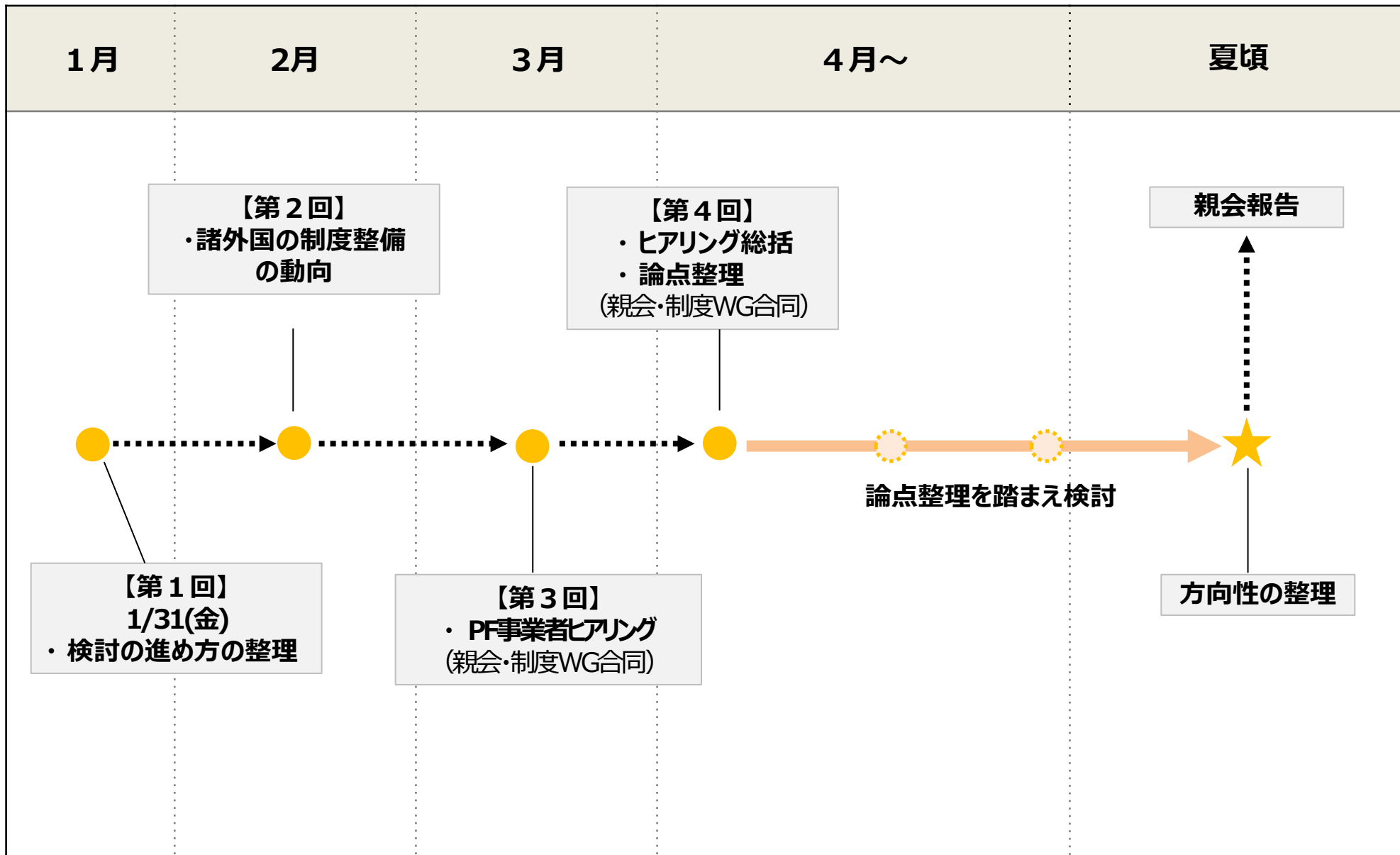
1. 背景・目的

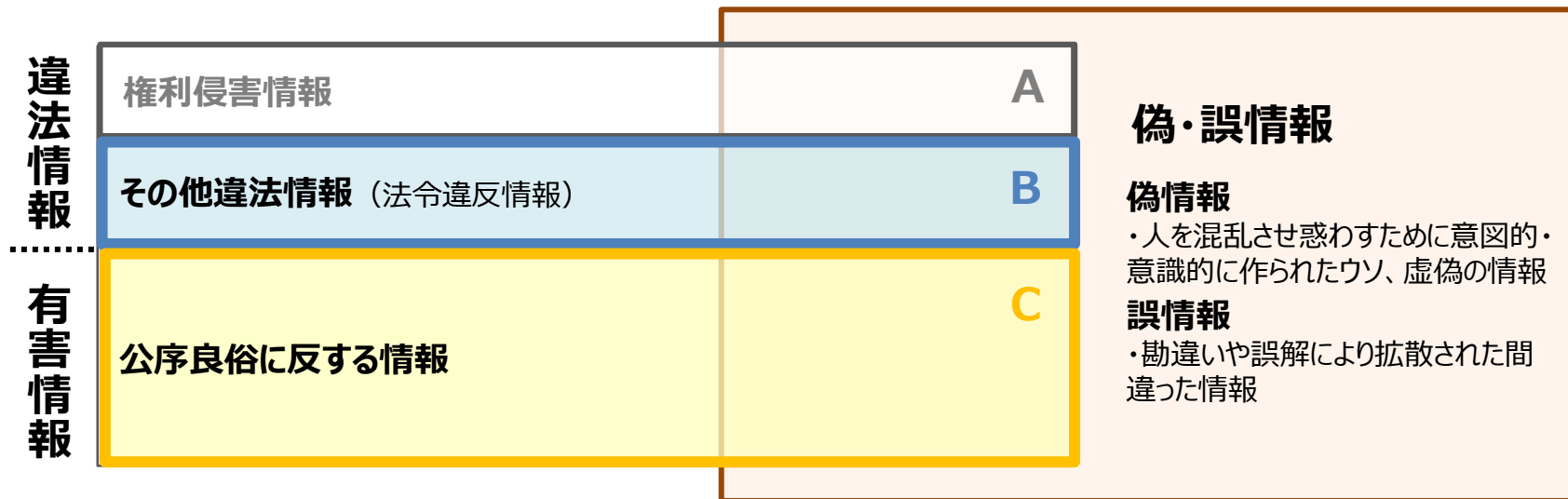
- デジタル空間において、違法・有害情報の流通は依然深刻な状況であり、また、生成AI等の新しい技術やサービスの進展の流通に伴う新たなリスクなど、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題が生じている。
- 令和5年11月から開催された「**デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会**」（以下「**健全性検討会**」という。）において、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題に対し、**制度的対応に係る提言**がなされた（令和6年9月）。
- 上記提言後も、**デジタル空間における情報流通を巡る環境は変化してきており、新たな問題（SNS上の闇バイトの募集の投稿に関する問題など）への対応の在り方についても併せて検討を進める必要**がある。
- 諸外国においても、デジタル空間における情報流通を巡る課題への対応について、様々な試行錯誤がなされている状況。
- これらを踏まえ、令和6年10月から開催している「**デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会**」（以下「**諸課題検討会**」という。）の下に開催される本WGでは、デジタル空間における情報流通に係る制度整備の在り方について、検討を行う。
- 必要に応じて、諸課題検討会（親会）や広告WGでの議論とも連携。

2. 主な検討項目

- デジタル空間における情報流通に係る制度整備の在り方
- ※ 諸外国の制度整備の動向調査やPF事業者へのヒアリング結果も踏まえ、検討。

今後の検討スケジュール（案）





種類		具体例
A	権利侵害情報	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽の事実の摘示による誹謗中傷（名誉毀損）等
B	その他違法情報（法令違反情報）	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽・誇大広告（景表法・特商法等違反） いわゆる「闇バイト」等の犯罪の実行者を誘引（募集）する情報（職安法違反）等
C	公序良俗に反する情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における救命・救助活動の妨げとなる実在しない住所を摘示しての救助要請 違法行為を誘引する情報（オンラインカジノへのリーチサイト）等

情プラ法の迅速化規律の適用対象

本WGにおける主な検討対象

※青少年に有害な情報については、本WGにおける主な検討事項の対象外とする（なお、スマートフォンの青少年利用者を保護する観点から、関係事業者が講ずべき措置（例：アプリレーティング等）を利用者情報WG（「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」の下で開催）で検討している）。

※本WGでは、上記A～Cの分類に沿った情報の「種類」に着目した対応だけでなく、情報の「態様」に着目した対応についても検討を行う。

I-1 違法情報に対するPF事業者の対応の在り方

【これまでの経緯等】

- 健全性検討会では、コンテンツモデレーションの実効性を確保するための方策として、「外部からのコンテンツモデレーション申出・要請窓口の整備・公表やコンテンツモデレーションの実施の要否・内容を判断するための体制の整備等について、具体化を進めることが適当」と提言された。
- これに対し、パブリックコメントでは、「情報伝送PF事業者にとって、多くの情報は、自ら正誤を検証することができない情報であり、情報伝送PF事業者に対応を期待する際、不可能を求めるものであってはならない」等との意見が出された。

【論点（案）】



- (1) 今後、権利侵害情報については、情報流通プラットフォーム対処法において、自らの権利を侵害されたとする者から当該情報の削除申出を受け付ける窓口の整備を含む迅速な対応が求められることとなる。一方で、その他の違法情報については、情報そのものによる被害者がいないものもあるが（SNS上の闇バイトの募集の投稿等）、「コンテンツモデレーション申出・要請窓口」について、誰が何を通報する窓口を整備すべきか。
- (2) PF事業者にとっては違法情報に該当するかどうかの判断が難しいという意見もある中で、どういった相手からの通報を優先的に対応していくべきか。
- (3) 上記のほか、違法情報の流通への対処としてどのような方策が考えられるか。
(例) 違法情報の投稿に対して警察からの個別警告された投稿について、PF事業者側で自動的にラベル付け。
- (4) また、違法情報への対応については、利用時の注意喚起や信頼性の高い優先表示等の取組がPF事業者により自主的に行われているが、こうした優良事例が更に導入されるようにするためにどのような方策が考えられるか。

I-2 違法情報に対するPF事業者への対応の申出等の在り方

【これまでの経緯等】

- 健全性検討会では、「違法性の判断能力の観点から、行政法規を所管する行政機関（当該行政機関の委託や認証を受けた機関を含む。）からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションについて、具体化を進めることが適当である。ただし、行政機関による恣意的な申出・要請を防止し、透明性・アカウンタビリティを確保するとともに、過度な申出・要請に対し発信者や情報伝送PF事業者を救済するための方策を併せて検討することが不可欠である」と提言された。
- これに対し、パブリックコメントでは、「行政法規に抵触する違法な偽・誤情報のコンテンツモデレーションについて、行政機関による申出・要請を契機とする場合、申出・要請の恣意性や行き過ぎ、濫用を排除できなければ、デジタル空間における「検閲」や、言論への「不当介入」など表現の自由の重大な侵害につながりかねない」等との意見が出された。

【論点（案）】



- (1) 行政機関からPF事業者へ直接申出を行うこととする場合、行政機関による恣意的な申出・要請を防止する方策として、具体的にはどのようなものが考えられるか。
- (2) 社会的に早急な削除が求められる違法情報に迅速に対応するため、例えば、第三者から特定の信頼できる団体に通報し、一定の要件を満たすものについて、当該団体から事業者に対応を求めた場合に、事業者がそれを優先的に対応するという手法・仕組みについてどのように考えるか。また、当該団体の対応の透明性をどのように図っていくか。
- (3) (2)の場合、どのような団体を信頼できる団体とし、当該団体をどのようにして選定していくべきか。また、信頼できる団体には、どのような役割を求めていくべきか。

I-3 違法情報の発信を抑止するための方策の在り方

【これまでの経緯等】

- 健全性検討会では、「偽・誤情報の発信を抑止するための方策について、『アカウント登録時やアカウント情報変更時等の本人確認の厳格化』や『botアカウントの抑止策の導入』等が考えられるが、更なる検討が必要である」と提言された。
- 特に、本人確認の厳格化については、「匿名表現の自由への制約となり得ること等から、情報伝送PFサービスにおけるアカウント登録時等の本人確認の実態を踏まえつつ、制度的な対応の要否について慎重な見極めが必要である」とされた。
- これに対し、パブリックコメントでは、「アカウント開設時における本人確認措置が偽・誤情報対策として有効であるという証拠はない」、「匿名での参加が民主的な参加の重要な一部となる場合も数多くある」等との意見が出された。
- 本人確認の厳格化に関して、SNS等でのいわゆる「闇バイト」の募集活動を端緒とした強盗等事件が**社会問題となっていることを踏まえ**、令和6年12月、政府は、SNSアカウント開設時の本人確認の強化を含む措置についての検討等を含む、緊急対策※を策定した。これを踏まえ、総務省は、大規模なPF事業者に対し、SNS等の**アカウント開設時における本人確認手法の厳格化を含む措置を検討することの要請**を実施。

※ 「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策について」（犯罪対策閣僚会議決定（令和6年12月17日））

なお、政府の緊急対策に先立ち、自民党の「闇バイト」対策の強化に関する緊急提言（令和6年12月10日）では、違法有害情報の削除の義務付けやルールを順守しない事業者の国内での当該サービスの提供の禁止も含め有効な対策を検討すべきこと、諸外国の例を参考にしたインターネットサービスの悪用を実効的に排除するための法制度の調査・検討等を行うべきこと等が提言された。



【論点（案）】

- (1) インターネット上における「匿名表現の自由」についてどう考えるか。匿名表現の自由に配慮した形で本人確認を厳格化する方策はないか。
- (2) 違法情報の発信を抑止するための方策として、本人確認の厳格化以外に、どのような方策が考えられるか。

Ⅱ 公序良俗に反する情報への対応

【これまでの経緯等】

- 健全性検討会では、対応を検討すべき偽・誤情報（権利侵害性その他の違法性がないもの）として、「客観的な有害性」や「社会的影響の重大性」が認められるものが挙げられ、特に災害発生時等においては、「経済的インセンティブ目当てのいわゆる『インプレッション稼ぎ』の投稿が増加する」等により、社会的影響のリスクが高まることから、対応が求められる旨提言された。
- また、偽・誤情報への対応の在り方について、「情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーション（収益化の停止、ラベルの付与等）を中心とした対応」について、具体化を進めることが適当である旨提言がなされた。特に災害発生時等における措置としては、信頼できる情報源からの情報の伝送確保（プロミネンス）や収益化の停止を含む災害発生時等に特に適用されるコンテンツモデレーションに関する利用規約等の整備等について、提言がなされた。
- これに関し、パブリックコメントでは、「『特に災害発生時における対応』としてプロミネンスが挙げられていることに賛同」する旨の意見や、「PF事業者による迅速な該当コンテンツ削除に加えて、悪質な発信者の収益停止やアカウント停止等の様々な対策を組み合わせることが実効性を担保する」と考える旨の意見が出された。

【論点（案）】



- (1) 公序良俗に反する情報への対応について、特に制度的対応の検討が必要なものとして、災害発生時等の特定の場面におけるものが想定されるのではないか。その際の対応の在り方として、健全性検討会ではプロミネンスや収益化停止措置等が挙げられたが、具体的にどのように実施することが考えられるか。
- (2) その他特に制度的対応の検討が必要な公序良俗に反する情報としてどのようなものがあるか。また、これに対する対応の在り方について、表現の自由への配慮が求められるところ、どのようなものが考えられるか。

Ⅲ-1 違法・有害情報に対する共通の対応手段（影響予測・軽減措置）

【これまでの経緯等】

- 健全性検討会では、PF事業者は、「自らが設計するサービスアーキテクチャや利用規約等を含むビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置（サービスアーキテクチャの変更、利用規約等の変更、コンテンツモデレーションの方法・プロセスの変更、レコメンデーション機能の変更等を通じた措置）を検討・実施することが適当である」旨提言された。
- これに対し、パブリックコメントでは、社会的影響の予測・軽減措置の記載について、「日本社会においてDSA類似の規制がどのような効果が期待できるか検討が行われておらず、EUと日本での社会の状況や統治機構の差異を踏まえた検討が必要」、「事業者の規模や提供するサービス内容に応じて、柔軟に対応できる枠組みが必要」といった意見が出された。



【論点（案）】

- (1) 社会的影響の予測・軽減措置の検討に際し、EUと日本での社会状況や統治機構の差異についてどのような点に留意が必要か。
- (2) 上記差異や、諸外国における制度整備の状況及び当該制度の運用・執行状況等を踏まえ、PF事業者が検討・実施する影響評価の評価基準や軽減措置の内容として具体的にどのようなものが考えられるか。

Ⅲ－２ 違法・有害情報に対する共通の対応手段（情報発信・流通の態様に着目した対応）

【これまでの経緯等】

- 健全性検討会では、偽・誤情報への対応の在り方について、「明白な権利侵害性その他違法性を有する偽・誤情報を繰り返し発信する者など、特に悪質な発信者に対する情報の削除やアカウント停止・削除を確実に実施する方策」や「別の投稿を複製した投稿が高頻度で送信された場合等、送信された情報の内容そのものの真偽に着目するのではなく、情報流通の態様に着目したコンテンツモデレーションの実施の在り方」について、具体化を進めることが提言された。
- これに対し、パブリックコメントでは、「悪質な投稿を繰り返す発信者については『アカウント停止』などの措置を早急に行うべき」である旨の意見が出された一方、「送信された情報の内容に立ち入らずに情報流通の態様だけに着目したコンテンツモデレーションは意図しない結果を招きかねない」といった意見も出された。



【論点（案）】

- (1) 情報の内容ではなく、情報発信・流通の態様に着目したコンテンツモデレーションについて、どのような態様を問題として捉えるべきか。健全性検討会では、繰り返し発信する行為や複製投稿が問題として指摘されたが、その他にどのような態様が存するか。
- (2) また、情報流通の態様に着目したコンテンツモデレーションの在り方として、どのようなものが望ましいか。

Ⅲ-3 違法・有害情報に対する共通の対応手段（ユーザーエンパワーメント）

【これまでの経緯等】

- 健全性検討会では、ユーザーエンパワーメントに関する取組として、「発信者に対する警告表示」や「情報の可視性に直接の影響がないラベルの付与」、「情報の可視性に一部影響するラベルの付与」、「いわゆるプロミネンス」等が挙げられた。
- また、生成AIを用いて生成される情報への対応について、「生成段階においてAI生成物であることをラベリングすること、情報伝送PFサービスにおいてAI生成物を検知したり、送信する際にAI生成物をラベリングした上で伝送したりすることが有効」である旨も提言された。
- これに対し、パブリックコメントでは、「偽・誤情報の流通という問題に本質的に対処しようとするのであれば、・・・伝統的なマスメディアや公共セクターなどによる情報の『発信』に対する信頼度を高めるための施策、『受信』する人々におけるリテラシー向上なども同様に重要な課題と考えられる。」といった意見が出された。

【論点（案）】



- (1) 情報の発信に対する信頼度を高めるための施策等、利用者がオンライン上のコンテンツに基づき適切に意思決定を行うための方法についても検討してはどうか。これに関して、健全性検討会では、警告表示やラベルの付与、プロミネンス等が挙げられていたが、その他にどのようなものが考えられるか。

参 考

諸課題検討会（第3回。令和7年1月17日開催）において、健全性検討会における提言の深掘りしていくに当たっての議論が行われたところ、主な意見の概要は以下のとおり。

<検討の進め方>

- 健全性検討会では、偽情報の問題について、踏み込んだ提言がなされた。**健全性検討会の成果を無駄にしないような今後の進め方**が求められる。【曾我部構成員】
- 検討に当たり、優先度合いを付けなければいけないが、（偽・誤情報は「権利侵害情報」、「違法情報」、「有害情報」に分類されるが）**違法情報から議論を始めてはどうか**。【山本座長代理】
- 有害情報に分類されるものでも、**緊急性の高い震災時の流言**などは今のうちに検討しておかないと、そのときは検討できず、場合によっては生命・身体に影響するので、重点ポイントが上がるのではないか。【上沼構成員】
- PFは民間事業者の一サービスにすぎない。連携して自主的な対応を求めていくことは大事だが、どうしてもここを押さえなければいけない点については、制度的な対応も必要。【山口構成員】

<違法情報への対応>

- 対応義務のようなものを法的に求めるということも検討の余地がある。その場合、濫用のリスクが高くなるので、**濫用、検閲的な運用にならないような透明性の規律**といったこともしっかり合わせて検討していかなければいけない。【山本座長代理】
- 事業者に対して違法情報の媒介ないし流通に関する法的な義務を課す場合に、媒介者を通じた検閲等にならないようにするためには、少なくとも、**何が媒介してはならない違法情報なのかということが法令で明確に定義される必要**。【穴戸座長】

<本人確認>

- 青少年保護の文脈から年齢確認の厳格化は重要。他方、本人確認の強化を進めると、実質的なインターネット実名制にも繋がっていくことになるので、**表現の自由とのバランス**が求められる。【山口構成員】
- 個人情報 PF事業者へ渡すことは流出リスクがあるため、**リスクとのバランス**を見ながら、慎重に検討する必要。【山口構成員】

<コンテンツモデレーション関係>

- PF事業者において、闇バイトの募集がどれなのか判断するのは難しい面もある。警察が実施している個別警告は、判断が100パーセントでなくても実施可能であるため、例えば、**PF事業者が**（個別警告が付いた投稿に対して）**自動的にラベル付けすることを要請することは対策としてあり得る**のではないか。【山口構成員】

<有害情報への対応>

- 若者の（SNS等の）依存症の問題やメンタルヘルスの問題も海外では指摘される場所。今回優先的に違法情報からやるとして、**逆に法令違反情報でなければ何をやってもいいということでは必ずしもない**。【山本座長代理】
- デジタル空間における情報流通の在り方が非常に変わってきており、そのことを踏まえて**違法情報にとどまらず、制度的な検討についてはしっかり深掘りをしていくことが当然必要**。【穴戸座長】

<その他有効と考えられる対策>

- 闇バイト募集側も対策をされると思われるため、対策の次を見据えた普及啓発をしていくことが必要。【上沼構成員】
- フィルタリングとは異なる対策として、アプリレーティングについて検討してもよいのではないか。【上沼構成員】
- デジタル空間において財産的な被害を受ける消費者の保護について、プロアクティブな対応を事業者あるいは民間全体あるいは官民全体で求めていくべき。【穴戸座長】
- PF事業者において闇バイトの募集がどれなのか判断するのは難しい面もあるため、具体的な対策や効果、課題を抽出して、**ベストプラクティスが出てきたら各社にやってもらうといった対策が有効**のではないか。【山口構成員】

<諸外国調査>

- 各国当局がどのような体制でどのように情報収集・分析をし、法律を執行しているのか、あるいは集めた情報や知見に基づいて新たな対策を検討しているのか。**法執行にまつわる実情・実態**を調査すると非常に有益ではないか。【曾我部構成員】
- 利用者の本人確認について、海外でどのように行われているかアップデートすべき。【森構成員】
- 1つの法制度だけを見てもよく分からず、他の法制度と関係しているところがあると思うので、**関連する法制度をまとめた方がいい**のではないか。【上沼構成員】
- **エンフォースメントの実態あるいは効果あるいはそのリアクション**も併せて調査すると、議論しやすくなるのではないか。【山本座長代理】
- **現実の法執行の体制や運用、またその結果から出てくる制度の見直しといったようなプロセス、ガバナンス全体**についても把握することが必要。【穴戸座長】

<事業者ヒアリング>

- 例えば、この1年間で行われた**違法情報らしきポストの報告などに対する対応実績**などを開示いただき、実情を把握していくことは必要な事項になるのではないか。【大谷構成員】
- **日本の法律をどのように理解して何を違法というように判断してきたかという枠組み**を含めてヒアリングを実施することが望ましいのではないか。【大谷構成員】
- 事業者ヒアリングにおいては、事業者が**EUや米国等の諸外国ではどのように対応されているか、どのようなことが問題にならないかといったことを（諸外国調査と）両面から聞く**ことによってクリアな全体像が描けるので、この点はヒアリングにおいて特に実施することが必要。【穴戸座長】

I 情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応の在り方

1. 対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲に関する基本的な考え方

- ✓ 情報伝送PF事業者において何らかの対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲等

2. 偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための「コンテンツモデレーション」の類型

- ✓ 対象とする偽・誤情報の範囲に照らした比例的な対応等

3. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実効性確保に向けた方策

- ✓ 対象とするコンテンツモデレーションの範囲（特に、収益化の停止、ラベルの付与、情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーションや、情報の可視性に一定の影響を与える表示順位の低下を対象に含めるか否か）等
- ✓ 対象とする偽・誤情報の特性・性質に応じ、いかなる主体からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションの実施を促進すべきか 等

4. 偽・誤情報の発信を抑止するためのその他の方策

- ✓ 情報伝送過程で偽・誤情報の発信を抑止するための追加的な方策（アカウント登録時やアカウント情報変更時等の本人確認の厳格化等）等

II 情報伝送PFサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減

1. 情報伝送PF事業者による社会的影響の予測・軽減措置の実施

- ✓ 将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置（サービスアーキテクチャの変更、利用規約等の変更、コンテンツモデレーションの方法・プロセスの変更、レコメンデーション機能の変更等を通じた措置）

2. 特に災害発生時等における対応

- ✓ 影響予測と軽減措置の確実な実施について制度整備を含む具体化

Ⅲ マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組みの整備

1. 連携・協力の目的

- ✓ デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けたガバナンスの在り方等に関し、国内外の民産学官のマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながら安定的かつ継続的に議論・検討する枠組みについて、マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関する制度整備も含め、具体化

2. 協議会の設置

- ✓ マルチステークホルダーによる協議・決定については、その実効性を担保するため、マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関する制度整備も含め、具体化

3. 協議会の役割・権限等

- ✓ 協議会に一定の役割・権限等を持たせる方向で具体化 等

Ⅵ その他全体に共通する事項

1. 執行手段・プロセス

- ✓ 執行手段・プロセス（例えば、報告徴収・勧告・命令、罰金、課徴金、民事的救済等）の選択及び具体的な設計を含め、比例性や外資系を含む事業者への抑止効果、自主的改善に向けたインセンティブ効果等を勘案しつつ検討

2. 対象事業者の範囲

3. 生成AIを用いて生成される情報への対応

- ✓ 生成AIを用いて生成される偽・誤情報への対応に関する制度面からのアプローチについて、今後の技術の進展やサービスの普及の状況、国際的な議論動向等を踏まえつつ、必要な対応を検討

※「Ⅳ 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」、「Ⅴ 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」については、広告に関するものであるため、概要では省略

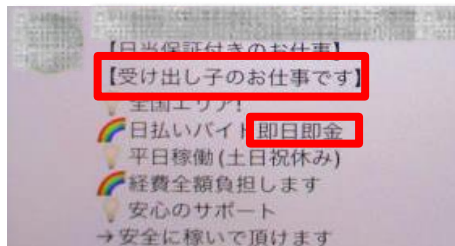
いわゆる「闇バイト」の募集に係る手口

特徴

犯罪グループ

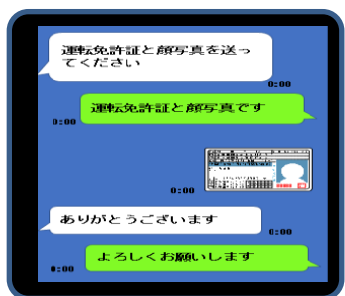
実行犯

① SNS等で募集



② SNS等で応募

③ 匿名性の高い通信アプリへ誘導



④ 免許証・旅券の画像、顔画像、住所等を送信

⑤ 犯行を指示

- **匿名性の高いツールの悪用**
 - 匿名で容易に利用できるSNSアカウント等のツールが用いられ、いわゆる「闇バイト」等の情報（犯罪実行者募集情報）がSNS上に氾濫
- **いわゆる「闇バイト」等で募る犯罪への安易な加担**
 - いわゆる「闇バイト」等で犯罪に加担する者の多くは金銭的動機
 - 若年層を中心に、
 - 「楽で、簡単、高収入」を騙る求人情報に応募
 - 指示されるままにSignal等の匿名性の高い通信アプリをダウンロード
 - 匿名の者に運転免許証等の個人情報を安易に送信するなど危険性への認識や情報リテラシーが欠如
- **犯行に加担した者が抱く離脱への恐怖**
 - 個人情報を握られ、自身や家族への危害のおそれから逃げられない状況

緊急対策

1 「被害に遭わせない」ための対策

- SNS等を利用した犯罪の捜査上の課題に対応するためのSNSアカウントの開設時の本人確認の強化を含む措置について検討を行うほか、事業者に対して本人確認の厳格化を要請する。
- 犯罪の発生実態等を踏まえ、防犯カメラの増設が必要な場所を整理するほか、地域社会の多様な関係者に保存期間の十分な防犯カメラの増設を働き掛けていく。
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金については地域防犯力の強化を推奨すべき事業として明示し、地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）については地域防犯力の強化を推奨事業メニューとして特別に明示し、これを自治体に周知徹底することにより確実に防犯カメラの整備が行われるように支援する。

2 「犯行に加担させない」ための対策

- 「闇バイト」の募集情報の実効的な削除に資するよう、労働者の募集を行う者が広告等により募集情報を提供するときは、職業安定法に基づき、求人者の氏名又は名称・住所・連絡先、業務内容、就業場所及び賃金の表示が求められ、これらの表示がないものについては違法である旨を通知により明確化し、広く周知徹底する。フリーランスに対する業務委託の募集についても、同様の対策を講じる。
- 検討中の違法情報ガイドラインにおいて、「闇バイト」を募集することや、募集者の氏名等が含まれていない募集広告が職業安定法等に違反する旨の記載を盛り込む方向で検討を進める。あわせて、プラットフォーム事業者に対し、同ガイドラインにおける記載内容を各者の削除等に関する基準に盛り込むよう求める。
- 雇用仲介事業者に対し、「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組内容を確認し、必要に応じ、事前審査の厳格化を始めとした防止措置の強化など指導等を行うとともに、業界団体においても「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組を推進する。
- 若者に訴求力の高い著名人にSNS上に「闇バイト」等の危険性等について投稿を要請するほか、ターゲティング広告やアドトラックの活用等、その他の媒体や方法の拡充を図る。
- インターネット上の違法情報の削除要請を行うインターネットホットラインセンターの体制の更なる増強に取り組む。

緊急対策

3 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

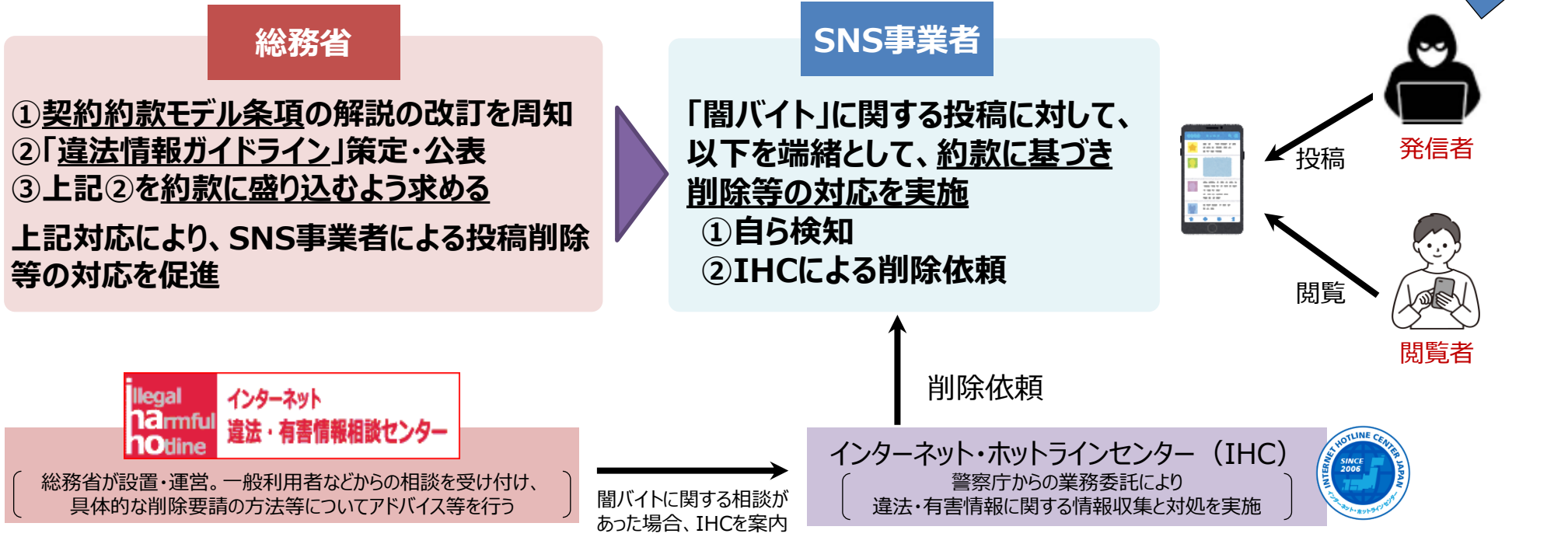
- 個人情報悪用事業者等に対して、個人が個人情報を提供する事例も見受けられることから、警察からの情報提供を踏まえ、**個人情報に係る規律を周知するなど、国民が自らの個人情報を適切に取り扱うための広報啓発を更に推進**する。
- 「闇バイト」等による強盗事件等の捜査においては、**被害金の追跡を行うに当たって、金融機関に照会を行う必要があるところ、金融機関への照会・回答の迅速化**を図る。

4 「犯罪者を逃さない」ための対策

- **現行法の範囲内で実施可能な仮装身分捜査の在り方を検討し、ガイドライン等で明確化した上で、早期に仮装身分捜査を実施**する。
- **警察におけるサイバー犯罪対策部門の更なる体制強化、各種装備資機材の充実強化、幹部警察官や技術系職員を含む警察職員に対するサイバー教育の更なる充実強化**に取り組むほか、**更なる情報技術解析の高度化に向け、外国機関との連携等**を行う。
- 諸外国の例を参考にした**インターネットサービスの悪用の実効的排除に資する法制度の調査・検討**を行う。
- **海外事業者の日本法人窓口の設置の働きかけなど情報提供の迅速化のための環境整備**を行う。

- 「闇バイト」募集の**投稿の文面だけでは**、SNS事業者が投稿の削除等の**対応の適否を判断できない**状況。
- 総務省は、以下の対応を実施。
 - ① 通信事業者団体に対して、違法行為の実行を募る行為と判断できる投稿も削除対象であることを明確化する旨の**契約約款モデル条項の解説の改訂を周知**（令和5年2月実施済）。
 - ② どのような情報をインターネット上で流通させることが法令に違反するか等について一定の基準を示す**「違法情報ガイドライン」を策定・公表**予定。「闇バイト」の募集は、職業安定法に基づき違法と判断し得ることを踏まえ、同ガイドラインにて職業安定法に違反し得る具体例を掲載予定。
 - ③ SNS事業者に対して、同ガイドラインにおける記載内容を各者の削除等に関する基準に盛り込むよう求めることで、**SNS事業者による「闇バイト」等に関する投稿削除等の適切な対応を促進**。

即日即金！ホワイト案件
1日5～15万円稼げます



- **総務省では、令和6年12月18日に、SNS等を提供する大規模事業者（※）に対して、闇バイトの募集活動への対応について要請を実施。**

※ 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）を通じて、SNS等を提供する大規模事業者に対して、対応の実施を要請。

1 SNS等の募集活動に係る投稿に対する利用規約等に基づく対応

SNS等における闇バイトの募集活動に係る投稿に対し、利用規約等に基づき、より迅速に削除等の対応を実施すること。

なお、総務省では、闇バイトの募集は職業安定法違反と判断し得るため、厚生労働省や警察庁と連携し、違法情報に関するガイドラインに関連記載を盛り込むことを検討しており、本年11月21日に同ガイドライン案を公表したところである。こうした状況を踏まえ、削除等の適切な対応を実施すること。

2 SNS等のアカウント開設時における本人確認手法の厳格化

犯行グループのいわゆる「リクルーター」によってSNS等が闇バイトの募集活動に利用されていることを踏まえ、犯罪対策の観点から、SNS等のアカウント開設時における本人確認手法の厳格化（SMS認証等）を含む措置を検討すること。

3 SNS等に対する照会への回答の円滑化

闇バイトに悪用されていることについての捜査機関等からの照会に対して、円滑に回答できる体制の整備を検討すること。

4 SNS等の利用者に対する注意喚起・周知活動

SNS等の利用者に対して、SNS等における募集投稿をきっかけとして「闇バイト」等により重大な犯罪に加担する危険性について、提供するサービス形態を踏まえた効果的な方法を検討し、注意喚起や周知活動を行うこと。